**平成２２年（フ）第３８８９号**
北海道千歳市清水町４丁目24番地
債務者　亀濱　由美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６２７号**
奈良市南京終町７丁目552番地の２　サンプラザ南京終608号
債務者　津坂　和成（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第６３４号**
奈良市右京２丁目２番地　平城第２団地59―504
債務者　田村　昌宏
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第３３７号**
広島県福山市南本庄２丁目５番31号　レオパレス南本庄205、旧住所広島県福山市南本庄１丁目９番40号　ハーモネイト101
債務者　三谷　庸司
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３６７号**
広島県福山市神辺町字徳田865番地３　コーポサンシャイン102、旧住所広島県福山市加茂町字上加茂285番地３　ハレルヤマンション205
債務者　東　美知子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３７４号**
広島県福山市駅家町大字江良735番地１、旧住所埼玉県川越市仙波町４丁目21番地25　麻利ハイツ201号室
債務者　澁谷　寿恵（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３７７号**
広島県福山市水呑町4880番地　６－４、旧住所広島県福山市新涯町４丁目12番14号　プティメゾン202
債務者　後藤　和重
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３８１号**
広島県福山市春日町５丁目５番４号　シティーハイツ広江202
債務者　三浦　　縁
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３８２号**
広島県福山市神村町1503番地113
債務者　長岡　百利
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第６１２号**
青森市大字大野字若宮129番地２　コーポあすなろＢ―205
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第７１０号**
岩手県釜石市小川町３丁目７番108号
債務者　小原　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７１４号**
盛岡市上田字松屋敷31―７　久保山アパート１、住民票上の住所岩手県岩手郡岩手町大字大坊第６地割６番地
債務者　中橋　靖志
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７１５号**
盛岡市向中野字向中野35番地22　ソフィア向中野101号
債務者　石原　友海
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７２９号**
盛岡市東見前４地割13番地１　ウイングスＡ101号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字鬼越16番地232
債務者　杉田　志織（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７３１号**
盛岡市西青山２丁目８番34号
債務者　小沢タマエ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７３４号**
盛岡市西見前14地割23番地２　ヴェルソレイユＡ―101号
債務者　長澤　晃也
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部